

令和 年 月 日

保 護 者 様

世田谷区立用賀小学校

校長 安藤 由季子

## 出席停止のお知らせ

お子様は、このたび感染症\_\_\_\_\_にかかっているとのご連絡をいただきました。主治医から感染の可能性がないといわれるまで登校を見合わせてください。

この措置はお子様に十分に休養を与え早期に治癒させるためと、他の児童への感染を防ぐためのものであり、休養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、医療機関で登校が許可されましたら、登校の際に、下記の「出席停止解除願」を保護者の方が記入し、学校にご提出ください。（医療機関の証明は不要です。）

----- きりとり -----

令和 年 月 日

世田谷区立用賀小学校長 様

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

## 出席停止解除原簿

感染症\_\_\_\_\_のため、月 日から月 日まで欠席しました  
が、月 日（医療機関・病院等名）\_\_\_\_\_を受診し、学校保健安全法施行規則に基づき登校可能（感染の危険が無い）と言われましたので、出席停止を解除願います。

### 出席停止の基準（下記の感染症は必ず出席停止になります。）

インフルエンザ	発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで

### 医師が必要と認めたとき、出席停止となる感染症

医師が感染の恐れがないと認めるまで出席停止になりますので、医師にご確認ください。

結核	溶連菌感染症	手足口病	マイコプラズマ感染症
髄膜炎菌性髄膜炎	伝染性紅斑（リンゴ病）	ヘルパンギーナ	急性出血性結膜炎
感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎（はやり目）	A型肝炎
その他（ ）			